

論文の内容の要旨

論文題目 裁判員制度：日本における陪審制度の歴史と市民参加の実効性についての経験的研究

氏名 藤田政博

2001年6月12日に司法制度改革審議会が提出した意見書（司法制度改革審議会，2001）を受け、司法の「国民的基盤」の確保を目的として裁判員制度が導入される。この制度では、「法定刑の重い重大犯罪」（司法制度改革審議会，2001：106）について、市民が裁判官とともに評議し、被告人の有罪無罪を決する。そして有罪の場合には量刑の決定にも市民が関与する。これにより、1943年の陪審法停止以来、半世紀以上ぶりに市民が刑事司法の中心的手続に参加することになる。

この重大な変革を行うにあたっては、制度の導入の意義、および是非に関して十分に議論をなすことが必要である。それをもって制度導入の問題点と同時に、内容及び運用のあり方に反映させていくことが必要と思われる。

本稿では、裁判員制度の導入上の問題点を検討し、所期の目的を達するための方策について検討することを目的とした。

もちろん、今般の司法改革が抱える課題に関しては、膨大な議論が為されてきた。ただ、これらの議論の多くは、かつての陪審制度導入に関する議論や、それらを歴史的に考察した業績を十分に参照した上で議論しているものは少ない。また、調査や実験などによって実証的に検討しているものは非常に少ない。そのために、これまでの議論では陪審導入以来の議論の蓄積が十分に参照されていない憾みがある。また、実証データに基づかない議論のみによっては、主張のぶつけ合いとなって共通の前提に基づく生産的議論がなかなか為されにくい状況にある

といえる。

かつての陪審制を政治史的に検討した業績としては、三谷教授の「政治制度としての陪審制」に関する業績（三谷, 2001a; 三谷, 2001b; 三谷, 2001c; 三谷, 2001d）、および「裁判員制度の政治史的意義」（三谷, 2004）などがある。特に、現今の裁判員制度の導入と、日本において長年議論されてきた陪審導入の賛否と結びつけようとした業績として、最後のものが非常に貴重なものであると思われる。

これは、日本における陪審制度がなぜ繰り返し導入の議論が行われてきたにも拘わらずそれが失敗したか、そしてそれがなぜ大正時代、特に原敬内閣の時代にあって実現にまで至ったかについて、政治史的観点から重要な知見及び洞察を我々に提供している。

本稿では、これらの先行研究を手がかりに、裁判員制度導入の意義と是非について、陪審導入にあたって国民の司法参加に関してどのような議論が積み重ねられてきたかを参照しながら検討した。これはいわば、上記の問題意識を過去に向かって投げかけたパートであるということができるだろう。

このパートにおいては、陪審導入に関する議論の中で、司法への国民参加の問題がどのように扱われたかを概観した。

歴史を振り返ると、そもそも、日本人が初めて陪審を傍聴し、その導入の可否について述べたと記録されているのは、岩倉具視等の使節団がフランスの法廷を視察したものである。この際の使節団の報告書によると、素人が法律判断に加わるこのような制度は実行可能性の観点から見て導入することができないと結論していた。

しかし、日本の司法制度の近代化のためにポアソナードが起草した治罪法草案には、陪審制度が明記されていた。しかし、これは市民への不信と実現可能性を否定する井上毅の強い反対論にあって、実現されなかった。

その後、憲法草案が各地の民権団体によって起草され、デモクラシーが著しく盛り上がりを見せた時期に、憲法に書き込まれる形で陪審制度の実現を望む勢力も各地に見られた。彼らは、不平等条約改正のためにも陪審導入が必要であることを唱え、論陣を張った。すなわち、条約改正のためには司法の近代化が必要であり、司法の近代化のためには民衆が裁判に直接参加する陪審制度が必要であると唱えた。国民は裁判に参加する能力があり、彼らを陪審とすることが社会の近代化の証左である旨を主張した。

しかし、自由民権運動は厳しい弾圧を受けた。また、条約改正においては、改正交渉の過程において、条約改正のためには陪審制度の導入は必ずしも必要ないことが関係各国大使と合意され、ここでも陪審導入は見送られた。

しかし、司法部の人権侵害に対する「人権擁護」と、司法における「人民参加」を目的として、原敬内閣の時において遂に実現するに至った。

以上につき、実験・調査による研究の報告を行った。このパートでは以下の問題について順次検討した。

歴史を振り返っても分かったように、陪審導入検討以来、日本人は集団主義的で他人に同調し、社会的地位の高い人の言うことに合わせるから、このような制度を導入しても機能しないという国民性を理由とする反対論が提出されてきた。これまで重ねられてきた日本人の国民性についての研究（cf. 林, 2001; 南, 1994）は、国民の司法参加の議論において関連づけられるこ

とはほとんどなかった。そこで、日本の市民の集団主義的側面と、社会的勢力のある者と評議した場合にどのような態度 (attitudes) を持つかについての調査を行った。この調査では、模擬裁判員裁判に参加した市民を対象とした調査を評議の前後に行った。

その結果、集団主義尺度得点と相関があったのは、裁判員制度が公正であることの知覚、冤罪の減少の知覚であった。評議中に発言できそうかという問いへの回答との相関は見られなかった。また、集団主義尺度得点と、裁判官役の法曹の意見重視した程度との間にも、相関は見られなかった。

以上の結果からすれば、集団主義的傾向は、仮にそれが日本人の特性としてあったとしても、特に評議には関連が見られないという結果であったとまとめることができる。

それを実験によって検証しようとしたのが次の研究である。すなわち、実際の評議場面において協働の可能性がどのくらいあるかについて、評議過程における発言の分析から考察した。

この点について日本で実証的検討が十分になされてきたとは言い難かった (下村, 1990)。そこで、法学部専門課程以上の学生と、教養課程の学生という、学生参加者による模擬評議の実験を通じて、法的素養に差のある状況を作り、評議中の発言の検討を行った。

その結果、全体の発言数についてみると、法学部生と教養生は、グループ全体として発言数に差があるとは言えなかった。このことを市民と裁判官に置き直して考えてみると、評議において話し合いが成立しうることを示唆すると考えられる。

また、今回の実験では、規範的影響に関する発言数は、法学部生の方が有意に多いという結果が出た。これは、裁判官と市民とが共に評議に参加したときには、裁判官が規範的影響を行使する可能性が高いことを示唆するだろう。ただ、法学部生の発言数において、規範的影響に分類された発言数は情報の影響の27分の1程度であった。この結果は、評議が十分に行われうることを示唆するといえるだろう。

以上のような評議参加者の問題を検討したあとに、裁判員制度における裁判体の構成の問題と多数決の方法などの意思集約ルールの問題について扱った。この問題は、裁判員制度の内実をめぐる政治的論争とみなされがち (三井他, 2004: 10-12) であった。

しかし、本来重要なのは、裁判官と市民との協働が達成されやすいのはどのような制度であるかについて実証的検討を重ねていくことであると思われる。

そこで、評議を経験した市民や法曹に対して、多数の選択肢を用意して、その中からふさわしいと思われる人数構成と評決方法などについて回答を得るといった質問紙調査を行った。この質問紙調査は、札幌で2003年1月、大阪で5月、埼玉で6月、広島で7月に模擬裁判に参加した市民および法曹に対して評議の前後に行った。

その結果、裁判官と市民が「1:3」の裁判体、および「3:2」という裁判体は支持されなかった。「3:6」もしくは「3:9」という、市民が裁判官の2~3倍の裁判体が支持を多く集めた。これは、複数の開催地における回答において一貫して見出される傾向であった。この傾向は、評議経験前に比べ、評議経験後によりいっそう強く見出された。

今回の調査結果は、実際に評議を行ってみると、大きな評議体における評議の方が参加しやすいものであることを感じたのではないかと推測される。

以上は主として裁判員制度に参加する市民について扱ってきた。しかし、裁判員制度は法曹と市民の協働によって機能することが期待されている。とすれば、法曹が市民参加者をどのように認知して評価するかも、協働の達成の上で重要であると思われる。

そこで、法曹参加者の市民への評価に関する質問紙調査を行った。この調査では、大きさと人数比の異なる評議体で模擬裁判に参加した法曹に対して、評議の前後に質問紙に回答するように依頼した。

その結果では、より大きな評議体で評議に参加した法曹の回答ほど市民参加者や制度の導入に対して肯定的であった。しかし、模擬裁判参加前の回答にはそのような差はなかった。したがって、この評価は模擬裁判への参加によってもたらされたものといえる。

そして、差の出た原因について仮説を検討したところ、市民ステレオタイプの変容の仮説に基づく検討で、評議体の規模の影響がみられた。これは、(Weber, & Crocker, 1983) の知見とも整合的であった。

以上より、より多くの市民参加者の入った評議体に参加することで、法曹が市民参加者に対して持つステレオタイプが変容する可能性が高くなり、スムーズな協力関係が生まれやすくなる可能性を示唆するといえる。

〔引用文献〕

- 林知己夫 (2001) 『日本人の国民性研究』 南窓社.
- 南博 (1994) 『日本人論： 明治から今日まで』 岩波書店.
- 三谷太郎 (2001a) 『政治制度としての陪審制： 近代日本の司法権と政治』 東京大学出版会.
- 三谷太郎 (2001b) 「政治制度としての陪審制(上)日本および欧米」 UP 30巻5号8-12頁.
- 三谷太郎 (2001c) 「政治制度としての陪審制(中)日本および欧米」 UP 30巻6号10-18頁.
- 三谷太郎 (2001d) 「政治制度としての陪審制(下)日本および欧米」 UP 30巻7号10-16頁.
- 三谷太郎 (2004) 「裁判員制度の政治史的意義(特集1 裁判員制度)」 自由と正義 55巻2号 26-34頁.
- 三井誠=飯田英男=井上正仁=大川真郎=佐藤文哉=田口守一 (2004) 「座談会 裁判員制度をめぐって(特集 裁判員制度の導入)」 ジュリスト 1268号6-48頁.
- 司法制度改革審議会 (2001) 『司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度』 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>).
- 下村幸雄 (1990) 「陪審制度導入の意義と問題点——日本陪審制度の実情から」 法社会学 42号 173-176頁.
- Weber, R., & Crocker, J. (1983), "Cognitive processes in the revision of stereotypic beliefs", 45 *Journal of Personality & Social Psychology*, 961-977.